

平成 16 年 10 月  
国 土 交 通 省

## 沿岸小型船舶の技術基準の設定について(概要)

### 1. 背 景

今やマリインレジャーは国民の余暇活動の一つとして認知されています。国土交通省としても、小型船舶に対する「安全」、「環境」及び「健全な利用振興」について、各種の施策を総合的に推進しているところです。

このうち、安全面について、現在、小型船舶操縦士免許受有者の多くは、いわゆる沿岸小型船舶(日本全国周辺の沿海区域に接する海岸から 5 海里以内の水域及び平水区域を航行できる小型船舶)用の 2 級小型船舶操縦士の免許を持っています。

一方、小型船舶の構造設備については、現在、沿岸小型船舶に対する技術基準が設けられていないため、日本各地の沿岸を周遊するような長距離のクルージングを楽しみたい場合などには、沿海区域(日本全国周辺の海岸から 20 海里以内の水域)の技術基準に適合した船舶を使用する必要があります。

このため、今般、沿岸周辺の水域を航行する小型船舶について、ソフトの要件(船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づく免許)の航行区域に係る規制区分と整合させた新たなハードの要件(船舶安全法に基づく技術基準)を設けることにより、小型船舶の利用環境の整備を図ります。

### 2. 改正の内容

小型船舶安全規則(以下「小安則」という。)第 2 条に規定される小型船舶(長さ 24 メートル未満のプレジャーボート及び総トン数 20 トン未満の船舶(水上オートバイ等の特殊小型船舶を除く。))について、2 級小型船舶操縦士の免許で航行できる水域と同じ水域(沿岸水域)を航行する小型船舶の技術基準を新たに設けます。

なお、この技術基準は、沿海区域の技術基準に比べて航海用具、救命設備、無線設備等の基準を一部緩和したものとなります。

また、限定沿海小型船舶(航行区域が沿海区域のうち母港から当該船舶の最強速力で 2 時間以内に往復できる区域に限定された小型船舶)については、航海用具等の一部の設備を増備することで、航行区域に沿岸水域を追加することが可能となります。

### 3. スケジュール

平成 16 年 10 月 28 日	新小安則等の公布
11 月 1 日	新小安則等の施行
	新小安則による検査業務開始

## 沿海・限定沿海・沿岸小型船舶の技術基準の比較

(旅客船以外の場合)

(平成 16 年 10 月 28 日現在)

技術基準	沿海(距岸 20 海里) 小型船舶	2 時間限定沿海 小型船舶	沿岸(距岸 5 海里) 小型船舶
船体構造について			
○水密甲板の設置	全通甲板 (コックピット構造可)	船首暴露甲板 又は不沈性	船首暴露甲板 又は不沈性
○コーミング高さ	150mm 以上(軽減措置有)	75mm 以上(軽減措置有)	75mm 以上(軽減措置有)
○水密隔壁の設置	船首及び機関室前端に要	不要	不要
○最強速力	6 ノット以上	区域に相当する速力	5 ノット以上
復原力の確認について	簡易式にて定員計算 (一部の船舶を除く。)	簡易式にて定員計算	簡易式にて定員計算
設備の設置について			
救命 設備	救命いかだ又は救命浮器	定員の 100%要	定員の 100%要 <sup>1</sup>
	救命浮環又は救命浮輪	2 個	1 個
	信号紅炎	一般船舶用を 1 個	小型船舶用を 2 個 <sup>2</sup> (一般船舶用 2 個でも可)
	小型船舶用自己点火灯	1 個	
	小型船舶用自己発煙信号	1 個	
	小型船舶用火せん	2 個	
	発煙浮信号	1 個	
	小型船舶用 EPIRB	1 個 (長さ 12m 未満は不要)	
	小型船舶用 SART	1 個 (長さ 12m 未満は不要)	
持運び式双方向無線電話	1 個(長さ 12m 未満または国際航海に従事しない場合は不要)		
無線設備	無線電信又は無線電話	1 個(長さ 12m 未満は不要)	
消防設備	小型船舶用粉末消火器 又は 小型船舶用液体消火器	・内燃機関は 3 個 ・船外機は 2 個	・内燃機関は 2 個 ・船外機は 1 個 (消火用バケツ有は 1 個減)
排水 設備	ビルジポンプ	1 台	
	バケツ及びあかくみ		各 1 個
航海 用具	双眼鏡	1 個	1 個
	ラジオ	1 台	1 台 <sup>3</sup>
	コンパス	1 個	1 個 <sup>4</sup>
	航海灯	1 式	1 式 <sup>5</sup>
	国際信号旗	NC 旗	
海図	1 式		1 式 <sup>6</sup>

- 1 総トン数 5 トン以上の船舶で、5 海里以遠を航行する無線設備を有しない船舶に限る。
- 2 「漁業無線」<sup>1</sup>「マリン VHF(16ch 付)」<sup>1</sup>「国際 VHF」<sup>1</sup>「サテライトマリンホン」<sup>1</sup>「インマルサットミニ M」<sup>1</sup>「EPIRB」<sup>1</sup>「SART」<sup>1</sup>「持運び式双方向無線電話」を備える場合は不要。
- 3 「漁業無線」<sup>1</sup>「国際 VHF」<sup>1</sup>「サテライトマリンホン」<sup>1</sup>「インマルサットミニ M」<sup>1</sup>「EPIRB」を設置する場合は不要。  
なお、「携帯電話(一部を除く。)」を設置する場合は、小型船舶用火せん 1 個を省略して差し支えない(ラジオは要)。
- 4 自船の位置及び進行方向が表示できる GPS を設置する場合は不要。
- 5 夜間航行をしない船舶は不要。
- 6 (財)日本水路協会発行の「ヨット・モータボート用参考図」及び「プレジャーボート・小型船用港湾案内」並びにヤマハ中国(株)発行の「クルージングマップ」でも差し支えない。また、GPS により、海上保安庁発行の電子海図(ENC)を表示できる場合は不要。